

令和8年7月31日招集

7月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和 8 年度 7 月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和 8 年 7 月 3 1 日（金） 午後 2 時 3 0 分から午後 2 時 5 9 分

2 開催場所 江南区役所 3 階 3 0 2 会議室

3 出席委員 （3 1 人）

農業委員

1 番 田村良雄	2 番 若林清廣	3 番 本田敏明
4 番 虎澤栄三	5 番 田中さとみ	6 番 山岸信一
7 番 成田誠一	8 番 佐藤英一	9 番 保科豊秋
1 0 番 長井範親	1 1 番 高橋潤一	
1 3 番 帯瀬和幸	1 4 番 野澤栄	
1 6 番 大嶋喜芳	1 7 番 丸山和秀	1 8 番 樋口智
1 9 番 江端美春	2 0 番 間宮一	
2 2 番 増井勝	2 3 番 高橋仁	2 4 番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

	2 番 阿部和美	3 番 鈴木健二
4 番 別所正幸	5 番 笠原綱生	6 番 白井雅彦
7 番 伊勢亀裕二	8 番 渡辺裕威	9 番 原田秀一
1 0 番 田澤利英	1 1 番 武田要一郎	

4 欠席委員 （5 名）

5 議事日程

第 1 開会

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 議事

議案第 1 5 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について

議案第 1 6 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について

議案第 1 7 号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第 1 8 号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第 1 9 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

第 4 その他

第 5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 辻村理恵 事務局次長補佐 古泉淳也
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 大竹和浩

南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 洪川弘行
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 神田康裕
管理係主査 鰐淵兼太郎 農地係主査 嶋倉明彦

7 会議の概要

古泉次長補佐 開始時刻 14:30	ただいまから、新潟市農業委員会令和8年度7月定例総会を開会いたします。 12番 塩原信子委員、15番 平原大吾委員、21番 草野伸一委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。 出席委員は24名中21名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。
議長	【あいさつ】 これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、 13番 帯瀬和幸委員、14番 野澤栄委員にお願いいたします。 それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第19号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について 議案第15号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について 議案第16号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について 議案第17号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。 事務局より説明をお願いします。

農地係長	はい。議長。農地係の早川でございます。 それでは、私から着席のままご説明申し上げます。 はじめに、定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。 議案第19号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、中央地区で4件、秋葉区で1件、南区で5件、西区で1件、西蒲区で5件、の計16件です。 次に議案第15号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、中央地区で1件、西区で1件の計2件です。 次に議案第16号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、中央地区で2件、秋葉区で2件、南区で3件、西区で2件、西蒲区で5件の計14件です。 次に議案第17号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、南区で1件、西区で1件の計2件です。 以上、農地法関連議案件数の合計は34件となり、すべての案件が、区部会に付されております。 以上で説明を終わります。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会は案件がございませんので、中央地区部会の報告をお願いいたします。
中央区部会長	中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。 中央地区部会の審査案件の7件は、去る7月29日に審査を行いました。 まず、議案第19号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。 議案書2ページから3ページをご覧ください。 「中1号」から「中4号」は、規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。 続きまして、議案第15号 農地法第4条許可申請についてです。 10ページをご覧ください。

議 長 南区部会長	秋葉区部会の報告は、以上です。 ありがとうございました。次に南区部会の報告をお願いします。 南区部会長の伊勢亀でございます。それでは、ご報告させていただきます。 南区部会の審査案件は9件で、去る7月29日に審査を行いました。 議案第19号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。 議案書の5ページ、6ページをご覧ください。 「南1号」は、親子間で農地に使用貸借権を設定するものです。 「南2号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を売買により、所有権を取得するものです。 「南3号」と「南4号」は、お互いの農地を集積するために、交換により所有権を取得するものです。 「南5号」は、規模拡大を図りたい譲受人が農地を売買により、所有権を取得するものです。 次に、議案第16号 農地法第5条許可申請に関する処分決定です。 議案書の14ページをご覧ください。 「南1号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。 転用者は、結婚を機に戸建て住宅を建築するため申請しました。 申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可相当と判断されます。 次の「南2号」は、農地に使用貸借権を設定し、農業用格納庫建築敷地に転用するものです。 転用者は、老朽化した今の格納庫を取り壊し、機械の大型化に対応した新たな格納庫を建築するため申請しました。 申請地の農地区分は、農用地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可相当と判断されます。 次の「南3号」は、農地に賃借権を設定し、石材等ストックヤード敷地に転用するものです。 転用者は、事業の拡大に伴い現在のストックヤードを拡張するため申請しました。 申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例
-------------------------	---

議 長 西区部会長	外規定に該当し許可相当と判断されます。 なお、5条許可申請3件は、周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。 次に、議案第17号 事業計画変更承認申請に関する処分決定です。 議案書の18ページをご覧ください。 「南1号」は、申請者が新たな公共工事を受注したことから、転用期間を1年延長するため申請しました。 以上、農地法第3条許可申請5件、農地法第5条許可申請3件、事業計画変更承認申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。 南区部会の報告は、以上です。 ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。 西区部会長の原田でございます。 7月29日に開催した西区部会での審査結果について、報告をいたします。 議案書の7ページをご覧ください。 議案第19号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、です。 「西1号」は、譲渡人の規模縮小のため贈与するものです。 次に、11ページをご覧ください。 議案第15号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、です。 「西1号」は、所有農地を転用し、住宅敷地を拡張する計画です。農地区分は、第3種農地です。 排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 次に、15ページをご覧ください。 議案第16号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、です。 「西1号」は、申請地を売買し、農産物加工工場建設敷地とする計画です。 農地区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定の、「地元の農産物を原材料として処理・加工を行う農畜産物処理加工施設」に該
-------------------------	--

議 長 西蒲区部会長	当するため、許可できるものです。 「西 2 号」は、申請地を賃貸借し、露天駐車場及び通路敷地を拡張する計画です。 農地区分は第 3 種農地です。 「西 1 号」および「西 2 号」はともに、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 続いて、資料の 1 9 ページをお願いします。 議案第 1 7 号、事業計画変更承認申請に関する処分決定について、です。 「西 1 号」は、本体工事の工期延長に伴い、露天資材置場兼残土置場の一時転用期間を延長するものです。 農地区分は第 3 種農地です。 以上、農地法第 3 条許可申請、1 件、4 条許可申請、1 件、5 条許可申請、2 件、事業計画変更、1 件については、いずれも問題ないものと判断いたしました。 報告は以上です。 ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします。 西蒲区部会長の武田でございます。それではご報告させていただきます。 西蒲区部会の審査案件の 1 0 件は、去る 7 月 2 9 日に審査を行いました。 議案第 1 9 号 農地法第 3 条許可申請についてです。 議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。 「蒲 1 号」は、農業者年金の受給のため、後継者に使用貸借権を設定するものです。 「蒲 2 号」および「蒲 4 号」は、譲渡人の要望により、売買にて所有権を移転するものです。 「蒲 3 号」および「蒲 5 号」は、譲受人の規模拡大のため、売買にて所有権を移転するものです。 次に、議案第 1 6 号 農地法第 5 条許可申請についてです。 議案書 1 6 ページ、1 7 ページをご覧ください。 「蒲 1 号」は、売買にて所有権移転し、自宅用の露天駐車場敷地として転用するものです。
--------------------------	---

	「蒲 2 号」は、売買にて所有権移転し、「蒲 3 号」は、使用貸借権を設定し、個人住宅兼農業用施設建築敷地として転用するものです。 「蒲 4 号」は、賃借権を設定し、増加していた機械の維持・管理のため、農業用施設建築敷地として転用するものです。 「蒲 5 号」は、売買にて所有権移転し、栽培面積の拡大に伴い必要となった、作業場及び資材置き場敷地として転用するものです。 農地区分は、いずれも第 3 種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。 以上、農地法第 3 条許可申請 5 件、第 5 条許可申請 5 件について、いずれも問題ないと判断しました。 西蒲区部会の報告は、以上です。
議 長	ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議 長	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。 議案書 2 ページ、追加議案第 19 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。 次に、議案書 10 ページ、議案第 15 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、

議 長	3,000 m²を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。 次に、議案書 12 ページ、議案第 16 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決定することにご異議ありませんか。 (異議なし) 皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、なお、議案書 15 ページ、西 1 号については、3,000 m²を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。 それ以外の場合は、次回定例総会で再度審議することといたします。 西 1 号以外の事案は、諮問が不要であることから、許可処分を行います。 次に、議案書 18 ページ、議案第 17 号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。 次に、別冊の議案第 18 号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、事務局より説明をお願いします。
農政振興係長	農政振興係の神田です。議案第 18 号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について、着座にて説明させていただきます。 それでは、お手元の別冊資料をご覧ください。 表紙をめくっていただきまして、1 ページ令和 8 年 7 月の利用権の設定等を促進する事業 事務所別実績表をご覧ください。 新規の利用権設定について真ん中から右側「小計の欄」をご覧ください。北区 12 件、中央地区 6 件、秋葉区 4 件、南区 88 件、西区 12 件、西蒲区 2 件、合計で件数 124 件、面積 706,114 m²です。

	次に、利用権の移転について、案件はありません。 続いて２ページ、中間管理機構を介した売買について右側「所有権の移転の欄」です、北区１件、西蒲区２件、合計で３件、面積 21,568 ㎡です。 詳細につきましては、一枚めくっていただいて、資料の４ページ以降のとおりとなります。 新規の利用権設定については、４ページ、北１号から３１ページ、蒲２号までのとおりです。 機構を介した売買については、３２ページ、北１号から３３ページ、蒲２号までのとおりです。詳細な内容説明は割愛させていただきます。 なお、市へ回答する意見書（案）については、３４ページ以降のとおり、貸借については“農地中間管理権の取得または権利の設定は適当である”旨、売買については“新潟県農林公社による所有権の取得・移転は適当である”旨を決定し、市に対して回答したいと考えております。 促進計画については、総会翌々月の県の公告によって効力が発生し、本総会案件についての県公告は令和８年９月２９日からとなります。 以上で説明を終わります、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。 （質問・意見なし） 皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。 別冊の議案第１８号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は、退出をお願いいたします。 それでは、別冊の議案第１８号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について審議いたします。原案のとおり承認することに、ご異議はありませんか。 （異議なし）
議 長	
議 長	
議 長	

議 長	皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。 関係の委員から、入室していただいてください。
議 長	以上で、議事として提案した案件について終了します。 その他として 委員の皆さんから何かありませんか。 それでは、事務局から何かありませんか。 (発言なし)
議 長 終了時間 14 : 59	ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和8年度7月定例総会を閉会いたします。

	議事録に相違ないことを認める。 議 長 署名委員 署名委員
--	---